

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

人生の転機のように企業にも転機というものがあります。次のステップとなる基礎を作る時期です。不況が深刻になり、これまでと同じ考え方では事業の存続が困難になっていきます。今がまさに転機の時期です。人は目的が決まると力を発揮します。企業も方向性が決まると何をすべきかが見えてきます。経営者は、何のための事業なのかを深く掘り下げ、使命や役割と思えるまでの意識を持たなければいけません。そして、たどり着く結論は「お客様第一」ではないでしょうか。

私の書棚より

○給料はお客さまが出してくださるのである。これが、「顧客第一主義」という考え方の基本だ。

○経済は人がつくるものだという事だ。大不況も人がつくる。人がつくったものは、人の力でつくりかえられるのである。

「経営がわからない幹部は
辞めなさい！」
氏家康二著 中経出版

税務アンテナ

□印紙税は印紙税法で定められた課税文書を作成した場合に、その文書に収入印紙を貼り付け、消印することにより納付します。売掛金と買掛金を相殺する場合の領収書は、但し書きに、相殺したことが分かるように記載すれば、収入印紙を貼る必要はありません。また、但し書きに消費税の金額が分かるように記載された領収書は、消費税を除いた部分の金額で判断されるため、税込金額 31,500 円未満であれば、非課税文書になります。

なお、貼るべき収入印紙が貼っていない場合の過怠税は、本来の印紙税額とその 2 倍に相当する金額となります。

□民法上は、遺言で禁じた場合を除き、共同相続人の同意による遺産分割のやり直しは認められています。

しかし、税法上は、いったん有効に遺産分割協議が成立し、共同相続人に帰属した財産を、分割のやり直しとして再配分した場合には、相続登記の有無に関係なく、贈与や交換等により取得したものとして取り扱われ、贈与税や所得税が課税されます。

ただし、当初から遺産分割協議に瑕疵があることが認められ、改めて遺産分割協議を行う場合はこの限りではありません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

5 月の 税 務 ス ケ ジ ュ ー ル

10 日	○ 4 月分の源泉所得税の納付 (休日につき 11 日)
15 日	○ 特別農業所得者の承認申請
31 日	○ 3 月決算法人の確定申告 ○ 9 月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 6 月、9 月、12 月決算法人の消費税中間申告 (休日につき 6 月 1 日)

31 日	○ 5 月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき 29 日)
------	--

今月の贈る言葉『面白いからやるという姿勢で取り組めば、そこに限界はない』

by イチロー

